

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第9404号

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原 告 関口博ほか40名

被 告 国

証拠説明書

(甲1~10号証)

2017年(平成29年)3月31日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 水永誠二

同瀬川宏貴

同出口かおり

同小峰将太郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立 証 趣 旨
甲 1	マイナンバー 社会保障・税番号 制度 概要資料 平成27年8月 版	写 し 内閣官房社 会保障改革 担当室 内閣府大臣 官房番号制 度担当室	H27. 8	マイナンバー制度の概要、特徴等
甲 2	プライバシー・バ イ・デザイン プ ライバシー情報 を守るための世 界的新潮流	写 し 堀 部 政 男 (一橋大学 名誉教授) 編著	H24. 10. 29	プライバシー・バイ・デザインの 内容、特に7つの基本原則の内容、 プライバシー・バイ・デザインが 新たなグローバルスタンダードに なっていること、 プライバシー・インパクト・アセ スメントの内容、 プライバシー・インパクト・アセ スメントがプライバシー・バイ・ デザインの重要な要素となってい ること等
甲 3	平成28年12月16日公表会 計検査院の「年金 個人情報に関する 情報セキュリ	写 し 日本年金機 構	H28. 12	日本年金機構の年金情報流出問題 に関し、同機構が平成28年8月末までに端末の従前の共有フォルダ内の年金個人情報の移行・削除を実施したと報告したのを受け

	ティ対策の実施状況及び年金個人情報の流出が日本年金機構の業務に及ぼした影響等についての報告書」について				て、政府が同年11月8日、サイバーセキュリティ対策が強化されたとして、同機構のマイナンバー利用を平成29年1月から認める政令を閣議決定した後に、会計検査院の指摘により、少なくとも13都府県の19施設で計78ファイルの年金個人情報等が消去されていなかったことが判明していること等
甲4	地方税法施行規則の一部改正等について	写し	総務省自治税務局市町村税課	H27.10.29	平成27年10月29日の総務省令改正により、住民税特別徴収税額通知書に個人番号が記載されることになったこと等
甲5	給与所得等に係る市町村民税・道府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書	写し	総務省		同上
甲6	平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の送付に関する事項	写し	総務省自治税務局市町村税課	H28.11.25	総務省が各都道府県の市区町村課に対し、「技術的な助言」として、個人番号付きの特別徴収税額通知書の送付に関し通知している内容等

	する留意事項について（通知）				
甲 7	特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）への個人番号記載に関するQ&Aの送付について	写し	総務省自治税務局市町村税課	H29. 3. 6	個人番号付きの特別徴収通知書の送付に関し、総務省が各都道府県の市区町村課に送付しているQ&Aの内容等 特に、市区町村の判断で個人番号欄を設けない様式とすることはできないとの回答（Q 3に対するA 3）や、個人番号の記載を不記載や一部不記載（アスタリスク表示を含む）とすることは認められないとする回答（Q 4に対するA 4）がされていること
甲 8	アンケート調査結果	写し	東京保険医協会	H29. 3. 2	東京保険医協会が、都内62自治体に対し、①特別徴収税額通知書に個人番号を記載するか否か、②通知書の郵送方法についてアンケート調査をした結果等 特に、30の自治体が、「個人番号を記載しない」又は「一部のみ記載（一部をアスタリスクで抹消表示）」と回答していること
甲 9	平成29年度以降の給与所得等	写し	中野区	H28. 11. 30	中野区が、①「情報漏えいのリスク」、②「簡易書留で郵送する場

	に係る特別区民 税・都民税の特別 徴収税額通知に ついて				合」の「郵送料」の「大幅な増大」 及び③「受取までに日数を要し」 「徴収事務に支障を来たすおそれ」を理由に、特別徴収税額通知 書に個人番号を記載しないとして いること等
甲 1 0	中野区議会区民 委員会（第4回定 例会）の会議録 (該当部分のみ 提出)	写 し	中野区議会	H28. 11. 30	中野区が、①「情報漏えいのリス ク」、②「簡易書留で郵送する場 合」の「郵送料」の「大幅な増大」 及び③「受取までに日数を要し」 「徴収事務に支障を来たすおそれ」を理由に、特別徴収税額通知 書に個人番号を記載しないとして いること、及び 東京23区の税務課長会が、総務 省に対し、特別徴収税額通知書に 個人番号の記載をやめるよう要望 していること等